

沖縄・ベトナム友好協会 会則（抜粋）

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は沖縄・ベトナム友好協会（略称、沖・越友好協会）と称する。

第2条（事務所）

本会は、事務所を沖縄県内に置く。

第3条（目的）

本会は沖縄・ベトナムの相互理解と友好を深め、教育、文化、スポーツ、経済の交流を通じて、世界の平和と発展に貢献することを目的とする。

第4条（運営の原則）

本会は出来るだけ情報の共有化と公開を目指し、外国に文化と経済の交流を広げ相互の友好を深めること。

第5条（事業）

本会は、その目的達成のために次の事業を行う。

1. 沖縄とベトナムの文化、芸術、技術の交流を立案し実施する。
2. 沖縄とベトナムの教育（人材育成を含む）、スポーツ交流を実施する。
3. 沖縄とベトナムの経済交流のための事業を行う。
4. スポーツ、教育、文化、経済の交流を通じて、世界各国との友好と親善を深める。
5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第6条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第2章 会 員

第7条 本会の会員は、次の3種とする。

1. 一般会員
2. 賛助会員
3. 法人会員

第8条（一般会員）

外国に興味を持つ人で、特にベトナムに関心があり、品格のある全ての人は会員としての資格を有する。

第9条（賛助会員）

本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人または団体。

第10条（法人会員）

海外で事業を計画及び情報収集する企業。また本会を仲介及び媒体として活用を考える個人及び団体。

第11条（会員の権利）

会員は本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を持つ。

第12条（会員の義務）

会員は定款その他の規則を遵守し、本会の目的達成に必要な義務を負う。

第13条（会費等の納入義務）

会員は、毎年定められた会費を所定期日までに納入しなければならない。

第14条（除名）

本会の会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の決議により、これを除名することができる。

1. 本会の目的遂行に反する行為のあるとき。
2. 本会の秩序を乱す行為のあるとき。
3. 会費納入義務を履行しないとき。
4. その他会員として適当でないと認めたとき。

第3章 総 会

第15条（総会の構成）

本会の総会は、一般、賛助、法人会員をもって構成する。

第16条（総会の種類）

1. 通常総会は、毎年4月に会長が招集する。
2. 臨時総会は、次に掲げる場合に会長が招集する。
 - a. 会長が必要と認めたとき。
 - b. 理事会が招集の必要を議決したとき。

第17条（総会の決議）

総会は、会員数の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数をもってこれを議決する。

第18条（総会の議決事項）

1. 会則の変更
2. 事業報告及び収支予算の決定並びに変更。
3. 事業報告及び会計報告の承認。
4. 役員承認と解任。
5. 会費の額の決定。
6. 本会の解散。

7. その他特に必要な事項。

第 19 条 (総会の特別決議)

1. 前条第 1 号及び第 6 条に掲げる事項を総会で決議するには、出席者の 3 分の 2 以上の多数によらなければならない。

第 4 章 役 員

第 20 条 (役員の種類及び数)

1. 会 長 1 人
2. 副会長 4 人
3. 事務局長 1 人
4. 事務次長 1 人
5. 会 計 1 人
6. 理 事 16 人 (以内)
7. 会計監査 2 人
8. 顧 問 2 人

第 21 条 (任期)

役員は任期は 2 カ年とし、留任を妨げない。

第 5 章 理事会

第 22 条 (理事会の構成)

理事会は会長、副会長、事務局長、会計、理事をもって構成する。

第 23 条 (理事会の招集)

1. 会長は必要の都度、理事会を招集する。
2. 理事会は、年数回会長が招集する。

第 24 条 (決議事項)

1. 本会の運営及び業務執行に必要な事項。
2. 総会に提出する議案。
3. 総会から委託された事項。
4. 各種委員会及び委員の選出と実行。

第 6 章 選 挙

第 25 条 (理事)

1. 定期総会において理事 (16 人以内) を選ぶ。

2. 理事会において会長、副会長、事務局長、事務次長、会計、監査を互選し、定期総会にて承認を得る。
3. 会長は、顧問、監査を委嘱することができる。

第7章 会計

第26条 (会費)

- | | | | |
|---------|--------------|-----|-----------|
| 1. 一般会員 | | (年) | 3,000 円 |
| 2. 賛助会員 | (月) 1,000 円 | (年) | 12,000 円 |
| 3. 法人会員 | (月) 10,000 円 | (年) | 120,000 円 |

第8章 会則の実施

第27条 (実施)

本会の会則は1997年7月11日より実施する。